

第66回 千葉市放置自動車廃物判定委員会

1 日 時： 平成28年2月2日（火） 11時00分～12時00分

2 場 所： 千葉中央コミュニティセンター9階 93会議室

3 出席者： （委員）

本間委員長、坂尾副委員長、田中委員、鳥山委員、
湯浅委員、向後委員、杉本委員

（事務局）

千葉県警察本部 千葉市警察部 企画調整課：井出課長、宮崎警部補
環境局資源循環部：神崎部長

収集業務課：小池課長、秋葉事業系廃棄物班長、田代副主査、元木主事

建設局土木部：佐藤部長

維持管理課：御園道路基準担当課長、山口主事

中央・美浜土木事務所管理課：蜂谷課長、池田主事

緑土木事務所管理課：時田課長

（傍聴人） 0人

※委員全員が出席したため、本委員会は成立。

4 議 題

- （1）委員長の選任
- （2）議事録署名人の選出
- （3）前回判定委員会審議物件の処理経過について
- （4）廃物判定にかかる審議
- （5）その他

5 議事の概要

- （1）委員長の選任
委員の互選により、本間副委員長が委員長に、代わりの副委員長に坂尾委員が選任された。
- （2）議事録署名人の選出
委員の互選により、本間委員長が議事録署名人に選任された。
- （3）前回判定委員会審議物件の処理経過について
田代副主査から第65回放置自動車廃物判定委員会審議物件の処理経過と平成26年度放置自動車処理件数について報告があった。

(4) 廃物判定にかかる審議

第2号議案(2台) 廃物判定対象物件の判定について

整理番号 20141006

中央・美浜土木事務所管理課 池田主事が通報発見から調査結果に至るまでの経緯及び放置自動車の状態について説明した。

杉本委員から「8月10日に、放置車両であるため、警察が駐車違反や車庫法違反としての対応をすることができないと記載されているが、放置車両となる前段で警察が駐車違反や車庫法違反として対応できなかったのか。」と質問。「当該地は駐車禁止区域とはなっておらず、また警察への通報があった時点で既に車両の使用形跡は無く、放置されている状態であったと思われる。」と池田主事が回答。「千葉中央警察署からの聞き取り内容になるが、『11月下旬に本千葉駅前交番が町内会と合同パトロールをした際に、町内会よりしばらく動いていない車があると通報を受けた。その後、本千葉駅前交番で車両と名義人のアパートを20回ほど確認に行っているが、車両の使用形跡が無く、アパートを訪問しても名義人と接触できなかったため、土木事務所へ通報した。』とのことだった。また、交通課に確認したところ、『長期間の運行事実が無いために道路交通法の駐車違反には該当せず、また放置状態にあるために車庫法違反としても取締りの妥当性に欠けるのではないか。』とのことだった。」と宮崎警部補が回答。

「所有者の住所は放置現場から近いのか。」と鳥山委員が質問。「徒歩5分圏内くらいである。」と池田主事が回答。「アパートに駐車場はあるのか。」と鳥山委員が質問。「アパートに駐車場は無い。おそらく、所有者はこのアパートに住むにあたり、放置場所は道路が広がっているために邪魔にならないと思い、駐車場代わりに使用していたが、そのまま車検も切れてしまい放置状態となったのではないかと推測される。」と池田主事が回答。

「車庫が無いと車は購入できないのではないか。」と杉山委員が質問。「車検証上の住所と現住所が異なるため、車庫証明は前の住所で取得したと思われる。」と池田主事が回答。

「車の写真を見るときれいに見えるが、年式はかなり古い。車両の価値はほぼ無いと判断していいのではないか。」と本間委員長が質問。「平成9年式の車両で車検も無いため、査定額はほとんど0と判断して良い。」と田中委員が回答。

「所有者確認通知書は毎回同じものを送付しているのか。」と鳥山委員が質問。「所有者確認通知書は毎回同じものを使用しているが、併せて投函する不在票に緊急を要する旨の記載を付け加えたりしている。」と池田主事が回答。「一度所有者確認通知書の文面を確認させてもらいたい。以前の判定委員会で話をしたと思うが、廃物判定をするにあたり、所有者の意思を確認する意味でもいつまでに撤去しなければ車両の廃棄をするという警告を最後の通知文書に記載すべきである。」と鳥山委員が発言。「所有者確認通知書の文面にいつまでに移動しなければ廃棄するという旨の記載は無いが、条例により罰金の対象になるという記載はしている。」と池田主事が回答。

「8月頃に車両の所有者らしき人物が居住している気配があり、それ以降は不在状態が続いているが、もうこの部屋には誰も住んでいない可能性もあるのか。」と本間委員長が質問。「不動産会社を調べてみたが、ホームページ上に当該アパートの入居者募集をしていないという掲載があったため、入居者が埋まっている状態ではあると思われる。ただ、不動産会社の連絡先等が掲載されていなかったため、不動産会社から聞き取りをすることはできなかった。」と池田主事が回答。「不動産管理会社はきちんと賃貸契約書を結び、車両の放置などの不適切な行為があった場合は、契約解除するなどの対応をしている大手の管理会社ではなく、一般のオーナーが直接管理しているような会社なのか。」と本間委員長が質問。「そうである。」と池田主事が回答。

「夜間に訪問すると、電気が付いているか付いていないかで居住実態を確認

できる場合があると思うが、夜間の訪問は行わなかったのか。」と湯浅委員が質問。「土木事務所の調査では夜間訪問は行わなかった。」と池田主事が回答。

「再三の連絡を試みたが、所有者と連絡が取れないということで車両を処分した後に、車両所有者が出てきて問題になることは無いのか。」と杉本委員が質問。「行政法に従ってこの廃物判定委員会を含めた手続きをしているので、処分後に所有者からの申し出があったとしても通常は問題になることは無いと考えられる。」と本間委員長が回答。

「所有者らしき人物がドア 1 枚を隔てて居るような感覚があるため、なかなか消化しきれない心情があるかと思うが、結果的に所有者を特定できず、1 年以上に渡って調査した結果において追跡が困難な状態であるため、やむを得ずこの案件について廃物と判定してよろしいか。」と本間委員長から声がかかり、各委員からの異議は無く、廃物と判定された。

整理番号 20151009

中央・美浜土木事務所管理課 池田主事が通報発見から調査結果に至るまでの経緯及び放置自動車の状態について説明した。

「今の説明を聞くと、もうこれ以上調査の方法が無いということで、審議云々というより即廃物判定でいいのではないか。」と坂尾副委員長が発言。

「位置図を見ると、放置場所の目の前に住宅があるが、住民に聞き取り調査はしたのか。」と本間委員長が質問。「放置場所向かいのお宅には調査に行った際に何度か訪問したが、不在で聞き取りはできなかった。ただ、たまたま通りかかった近所の住民より、『この車両は以前から置かれているが、車両を使用している人を見たことは無く、道路上に置かれているために邪魔に思っている。』という話は聞いた。」と池田主事が回答。

「タイヤの空気がかなり抜けているので相当前から放置されていた可能性があるのではないか。」と本間委員長が質問。「あくまでも推測であるが、車検の期限が平成 22 年であり、おそらく所有者は 5 年以上前に浦安市から千葉市へ転入し、この近所に住んでいたのではないかとと思われる。ただ住民票の除票が 5 年であるため、これ以上所有者を調べることはできない。」と池田主事が回答。

「所有者の追跡が不能という状態であるため、他に意見が無ければ廃物と判定してよろしいか。」と本間委員長から声がかかり、各委員からの異議は無く、廃物と判定された。

(5) その他

次回会議の開催は、平成 28 年 5 月中旬に予定している。

問い合わせ先 千葉市環境局資源循環部収集業務課
TEL 043 (245) 5248
FAX 043 (245) 5477